

「天気不勝」と自然の回復 — 天明飢饉後の豊穰祈念と除災の発源 —

浪川 健治

はじめに

天明五年（一七八五）八月、西津軽から弘前を経て秋田大館へと紀行した菅江真澄は、その様子を「そとがはまかぜ」にまとめた。同月十五日には、岩木山への登拝儀礼を記しており、岩木山は安寿姫と津志王丸を祀るとしている^①。

丹後国の人は、このいは木ねにのぼりうることかなはず。又此みねの見え渡る海つらに、その国のふねをれば、海、たゞあれにあれて、さらに泊もと打ることもかたしと、ふね長のいへり。

岩木山が安寿と厨子王を祀るために、山椒大夫の縁と考えられる丹後出生の人間が岩木山に登ることは出来ないし、岩木山から見渡せる海上に丹後船が浮かべば大時化となるという伝承である。こうした、特定の他領の船が港に入ると海が荒れるとする伝承自体は、真澄自身、秋田能代湊における播磨船の忌避も記しており、それを「津軽のうらくくにて丹後船をいみきらふにひとし」としていることから、同種の伝承は必ずしも特異なものではないことがわかる^②。

十八世紀前半以降、弘前藩領では質地地主の土地集積が進み、旧来の

手作地主層は経営を縮小させつつあった。こうした変化のなかで下層農民は経営の補完・維持のために小作人化するか、あるいは「仮子」という名称で呼ばれる年季の雇傭人化するかという選択を迫られる。そこに、天候不順などを契機に不作が生じたとき、高騰する米価によって米穀は投機の対象となり、退蔵あるいは「抜荷」がときには廻船問屋を巻き込んで常態化していた。この状況で、自給不可能で食料としての米穀を購入に依存する年季雇傭人たちは直ちに窮迫していく。それだけでなく、地主層が凶作によって経営を縮小し雇傭関係を破棄すれば、ただちに飢餓にさらされ餓死にも直面せざるを得ない。地主層にとっても、一時的には小作料として蓄積した米穀の投機の機会が生まれるものの、結果的には飢餓や餓死による雇傭できる労働力の減少、また藩による窮民救済の転嫁や御用金賦課などによって経営の動揺は加速する^③。

こうした不安定な社会状況下では、不作はもつとも危惧される事態であった。それを予兆させる「天気不勝」すなわち悪天候が連続すると、岩木山に対する信仰と結びついて丹後者が領内に入り込んだ、あるいは神域が汚されることによって天候の悪化が招来されたのだという認識と^④なって定着した。

飢饉後の困難を極めた天明四年（一七八四）、襲封した八代弘前藩主津軽信明は藩主として権力の掌握と権威の再生を図っていく。その政治にあつてはとくに新たに家老とした津軽多膳を中心とする執政グループとの政策や人事をめぐる度重なる協議や、「在宅」制の採用にみられる領民や困窮化した家臣団に配慮しながらの施策の提示、義倉設置による食糧備蓄、教学と武術奨励による弛緩した家臣団の引き締めと統制などをみることができる。これらの多くは、寛政三年（一七九一）の信明死去後にも引き継がれ、同四年から本格化する寛政改革の中心的な施策となった。

しかし、信明が取り組まなければならなかったのはそれにとどまらなかった。前述の状況下でいかに豊穰を招来し、不作を回避させるか、それは「天気不勝」を回避する祈念であり、またその原因となるべき存在の排除を図るという形で遂行されていた。具体的には、前者は領内寺社における五穀成就・日和揚の祈祷に加えて、他領で靈験を示した新たな宗教的・呪術的権威を新たに取り込み、豊穰を約束する神意を創出することであった。後者は岩木山を怒らせ「天気不勝」を生じさせる領内に入り込んだ「丹後者」の詮議と領外への追ひ払いであった。「天気不勝」という不作―飢饉に結びつく自然への恐れを取り除き、豊穰を現出させることは、自然と関わらせた人間集団における秩序の形成としての政治の果たすべき役割であったのである。

こうした視点をもちつつ、本稿では「天気不勝」という不作の予兆を、藩主信明によって主導された政治が、五穀成就や日和揚などの祈祷、また「天気不勝」をもたらす原因の除去によって、どのように豊穰をもた

らす自然へと回復させようとしたのか、脅威を回避すべくとられた政治過程とその特質について検討したい。

一、あるべき自然の回復と政治

(1) 津軽信明の入部と豊穰祈念

天明三年（一七八三）から四年（八四）にかけての大飢饉のあとも、弘前藩領では不順な気候が続いた。また、飢饉による自然や人間を取り巻く衛生環境の変化は、二次的な生産環境の悪化をもたらした。「国日記」^⑦天明五年（一七八五）四月二十七日条の「郡奉行・勘定奉行申出」では、農村部に於いてネズミが大量に発生したため、田畑へ少なくとも損害があり、「至極難儀」をしていることが記される。そして、「下々風説」ではこれらのネズミは「餓死之者之妄霊」と捉えられており、藩の手による「施餓鬼供養」が行われた。それに類するものとして、同天明五年（一七八五）四月二十八日条では天明二年（一七八二）の「虫付」に長勝寺での「大施餓鬼」が行われたことを記している。これも、「虫付」が餓死者の亡魂によるものという理解によるものである。同時期には、陰陽不順による邪気・寒気・悪気によって起こると考えられていた「時疫」についても祈祷や守札配付による除災が図られている。

天明四年閏一月二日に七代藩主津軽信寧が死去したため、二月三十日に家督を継いだ八代藩主信明は、八月二十日に初入部を果たした。信明は亡父信寧の葬儀後ほどなく、藩政の運営に着手している。「国日記」天明四年（一七八四）四月二十八日条では、津軽家の菩提寺である上野

津梁院しんりょういんから、「領分之内所々海川」に流す「地藏尊御影」四万六百枚と、大地を司る天部の神である「堅牢地神御影」一万二千枚が「五穀成就之守神」として領内各村々に配付され、餓死者供養としてその墓所に撒くための「加持土砂」も国許に下されている。つまり、ここではa 飢饉に加えて時疫からの救いを、苦しみを人間の身代わりとなつてうける「地藏尊御影」によつて、b 五穀成就を「堅牢地神御影」によつて、c 死者供養を「加持土砂」によつて図るといふ豊穰と除災の祈願、そして慰霊という祈念行為の総体が示される。津梁院から国許に送られた守札等のための祈祷は当然、津軽家によつて執行されたものである。したがつて、これらは信明が入部以前に取り組んだ五穀成就―豊穰祈願と不作回避の儀礼であつたことになる。

信明がはじめて国許での政治に取り組むこととなつた天明五年は、なお飢饉からの時も経たず気候も不安定なままであつた。『平山日記』⁹によつて、この年の天候と農事の気候の推移を追うと、春の雪消えは例年よりは早かつたものの不順で、「猶近年卯・辰兩年（天明三年・四年）之難儀、今二不相直」とされている。米価は高騰したままで、米作に恵まれた東根通（津軽平野東南部）では「百姓潤沢」とされるが、その他は八月六日の大風で損毛となり「難儀」であり、廢田開發のため町人が耕作を行つていた田地はとくに不慣れのため大風での損害は大きく、多くは経営を放棄することとなつた。

広田組湊村（青森県五所川原市）の平山家では、三月二日から田植えの準備のため田を鋤きかえす「田打」をはじめ、同二十日から苗代への種まきを行つた。天候に恵まれ苗は能く育ち、三月二十七日に代掻き

入つて、四月二十七日には田植えを行つている。五月二十日には除草をしていふ。この間は不順であつたが、六月初めから十日までの好天で稲の生育も進んだが、土用（六月十四日）からは悪天候が続き、「稲もふで不申」としている。「もふで」は「もて」であり、稲は十分に実をつけることがなかつた。なんとか、七月十日から八月までには稲穂が出揃つたが、八月六日に南風が吹き荒れ、それは西風へ変わった。このため多くの稲は実をつけることがなかつたのである。九月三日には稲刈がはじまり、十月二日からは年貢の村納めとなつた。こうしたことから、同年には廢田がさらに拡大し、晩稲を植えた田方は皆無作となつたのである。結局、大高持であつた平山家では手作分の二二〇人役、すなわち一四町六反余から「稲三万五千六百束余」、一束平均が四合ほどだつたので、一四二石四斗程を收穫した。平賀など（津軽平野南部地帯）は平年作であつたが、金木組（津軽平野北半の新田地帯）や外ヶ浜（陸奥湾沿岸）、山村部では田畑共皆無作であつたために、多くの「他散之者」を生じていた。¹⁰

このように天明五年は、飢饉にこそならなかつたものの、不順な天候が藩領のなかに不均衡な凶作現象を生じさせていた。そのために、荒廢した田畑の復興どころか、却つて耕作放棄地が拡大することとなつた。天明飢饉からの脱却を図らねばならなかつた弘前藩にとつて、天明五年は当然、豊穰な年であることが必須であつたにもかかわらず、実際には悪天候と大風に見舞われ場所によつては凶作同然となつた。このために、農耕過程を通じて豊穰を祈願し不作を回避する祈念は断続して続けられている。とくに、不作の原因が天候不順に起因してしたことから、「丹

表 1 天明 5 年の豊穰祈願と不作回避

月日	理由	内容	対応・儀礼	補足	典拠及び関連事項
1月4日	氣候調和・五穀成就	岩木山鎮山写 百沢寺・下居之宮	下居宮奉納 祈願書奉納・祈祷	写、信明、家老へ渡す 吉日に奉納	「在国日記」
1月30日		四時之神事申付		五穀大妙神	
2月13日		津梁院・重き祈祷	守札配付	上野津梁院	
2月17日	五穀成就	江戸より千手尊御影ならび御札	諸組村々へ配付		
2月19日	天気不正	丹後者僉議・送り返し	芝居役者・諸勸進まで詮議	送り返し、郡奉行・町奉行	
3月12日	五穀成就・風雨順時	神明・八幡・和徳稲荷	祈祷申し付け	用人より申し出	「在国日記」
3月21日	天気不勝	丹後者送り返し・日和揚祈祷 百沢寺・神宮寺	諸勸進まで船手、芝居役者詮議 日和揚祈祷		「封内事実秘苑」3月条、 「国日記」同日条
4月17日		丹後者送り返し	支配役者市川芳松、丹後者の由		「国日記」同年5月20日 条、同21日条
4月27日	鼠退除	禪宗	在方へ七手在方に遣わし施餓鬼	餓死者の妄霊との風説	
4月28日	虫除	長勝寺	大施餓鬼	天明2年虫付、施餓鬼先例	
5月1日	鼠退散・死霊供養	長勝寺	祈祷・大施餓鬼	渡し物等申し出	『御用格』寛政本
5月19日	天気不勝	岩木山高・湯段湯治人停止	湯小屋封印	百沢寺にも申付	
5月27日	天気不勝	丹後者詮議	船手に入り込み可能性		
6月1日	天気不正	日和揚・五穀成就	祈祷、四社・百沢寺・下居宮		
6月8日		青田之内、笛吹停止	家中・召使・在々浦々		
6月25日	天気不正	日和揚祈祷、	祈祷、長勝寺・本行寺・神宮寺		
6月29日		他国者送り返し	芝居役者之内		
6月30日	天気不正	丹後者入詮議	売船等で入込み		
		日和揚・五穀成就	祈祷、両社 日和揚、薬王院	7月1日付	
		大滝股鉛山鉛堀のため	当分、下山申し付け		「津軽編覽日記」同年6 月条
		虚無僧・六部等、怪しき他国者 追い返し			
7月4日	(天気不正)	芝居・旅役者送り返し	妻帯居住者送り返し		
7月6日		領内安全・悪風退散祈祷	神宮寺支配社家4人	自分物入、7日間	
7月7日		守札・託宣書差し上げ	護穀神神楽執行	弘前町名主共	
7月11日	天気不正	尾張名古屋染物粉業売送り返し 袖入りにつき	丹後者入り交じり可能性 何山差し障りか問い合わせ	その他他国者送り返し	
7月12日		尾張名古屋染物粉業売送り返し	鱈ヶ沢出立。旅人入込禁止・送返		
7月14日		津梁院・吉祥天女経差し下し 江戸・妙厳院、五穀成就祈祷	領内諸寺・領民信仰申付 守札900枚配付、用水水上にたてる	1,120巻 去年のとおり	
7月16日	天気相不正	他所者送り返し	丹後者は勿論、他所者詮議	薬売り、弘前徘徊、町奉行へ申し付け	
		鉛山隠れ掘り込み、金山金堀入り 込み			
		村市村杉伐採差し留め			
7月18日		相撲の者送り返し	今朝出立		「国日記」同年8月29日条
7月21日		長勝寺、他国者・虚無僧・六部 詮議	居り合いなし		
7月24日	天気相不正	鉛山・金山、山子・金穿いまだ 稼業	金山願提出なし・山子の者、下山		
7月27日		村市村杉伐採、	伐採の事実なし		
7月27日		鉛山の手代ほか、下山			
8月29日		送り返し相撲人再び入り込み		18日碇ヶ関に送る	

典拠のうち、史料名がないのは「国日記」当日条による。

後日和」といわれた丹後の人が領内に入り込むことで岩木山が荒れ、天候不順を引き起こすという認識のもとで、度重なる不作回避の祈念として領内の丹後者の探索と追い払いが繰り返された。そのことは、天明五年の豊穰祈願と不作回避の祈念を一覧した表1からも明らかである。

豊穰祈念としては「五穀成就」と「氣候調和」あるいは「風雨順時」を理由とし、不作回避の祈念としては「天気不勝（不正）」を理由とする。そして、

①豊穰祈念は、i. 領内寺社だけでなく、ii. 江戸の津軽家菩提寺の津梁院、あるいは妙厳院（寛永寺末、湯島御霊社并稲荷社別当）の祈祷や守札配付によって行っている。またi. 領内寺院は、a 岩木山を祀る百沢寺・下居宮、b 弘前にあり津軽氏の菩提寺長勝寺のほか、本行寺・神

宮寺、c 五穀神、d 二社（「国日記」天明五年六月三十日条では八幡宮・神明宮）・四社（「在国日記」天明八年（一七八八）六月二十二日条では、広瀬明神「赤石組田ノ沢」、龍田明神「長浜ノ内」、加茂明神「五本松」、貴船明神「野内」）などである。②不作回避の祈念は、丹後者詮議と追払いが主である。諸勸進・六部、とくに芝居役者に紛れて入り込んだ丹後者が詮議されている¹¹。しかし、さらに「天氣不勝」が深刻化し不作への危機感が募ると、他国者全体の排斥に立ち至ることが読み取れる。

表1の天明五年一月四日の百沢寺と下居宮での「氣候調和・五穀成就」の祈禱は、津軽信明の「在国日記」¹²天明五年一月四日条によって、

- 一、当年領内氣候調和・五穀成就之祈禱ニ付、岩木山鎮山之写相認、家老共江渡し、下居宮江相納、神主并百沢寺両方にて尚祈禱致候様ニ申付候事、尤右相認候ハ二日ひらく之日ニ付、吉厄故、二日ニ認置之、

と、「岩木山鎮山之写」を信明自身が認め、それを下居おりのみや之宮に奉納し、同宮と百沢寺で祈禱を行うよう命じたことが分かる。これについて、「国日記」天明五年一月四日条では、

- 一、当年氣候調和・五穀豊饒之御祈禱書、百沢并下居之宮江遊御納候ニ付、御祈禱被仰付候、尤吉日ニ御納被仰付候間、吉日之儀申出候様、此旨可被申通旨、寺社奉行江申遣之、

と「在国日記」の「岩木山鎮山之写」とは、信明自筆の「御祈願書」であって、この祈禱そのものが信明の直接の下命によることが分かる。

（2）「護穀大妙神」の祭祀をめくって

また、「国日記」天明五年（一七八五）一月三十日条の「護穀大妙神」（「護穀神」あるいは「五穀神」とは、「国日記」寛延三年（一七五〇）十一月十二日条に江戸での五穀成就の修法によって国許に下され、住吉宮に勧請されて山村伊勢に預けられることとなった「護穀神像」を祀るものである¹³。「国日記」寛延三年十一月二十四条の「江戸播隨院口上之趣」では、「護穀神守法」を江戸の播隨院（京都知恩院末寺、浄土宗）が行い国許に下し、翌年に堂社を建て「御郡内五穀成就守護神」として祀るとしている。この時、社殿の建立場所とその絵図の提出などのほか、

- 一、御城より東南之方、繁栄可致場所江最初は手軽小社御建立之事、
- 一、祭日書付は尊像入候箱之内に有之候事、
- 一、明春雪消、護穀神祠輕取建安置被仰付之候、依之祠建候場所并小社之差図入用共吟味致、絵図差出候様、
- 一、右護穀神祠建立ニ付、御郡内五穀成就守護神安置被仰付候ニ付、右寄附料三ヶ一は上より、二は御家中・町在より寄附被仰付候間、右之趣沙汰可有之、

一、毎年二月十五日・九月十五日、五穀成就・国家豊饒縁起之御神事、輕執行被仰付之、右御神楽料、前例引合可被申出候、勿論五穀成就繁昌第一二候、町・在々之者共迄も志次第参詣致せ候様、寄附による小社の取立と毎年二月十五日・九月十五日の二度の神事の執行が定められている。「国日記」天明五年一月三十日条では、「以来四時之御神事被仰付候」として、春二月十五日の「楸初之祭」、夏四月十五日の「風雨和順之祭」、秋九月十五日の「刈取之祭」、冬十一月十五日の「新嘗之祭」を行うことを申し出ている。そして、それらの神事を遂行

するため必要なこととして、次をあげている。

一、是迄二月・九月両度御神事被仰付罷在候由、以来御止被仰付、新二別紙申出之通、四時之御神事二被仰付候様、尤古来為御神楽料壹ヶ度錢百目外、御最花金百疋被仰付候処、其後段々御減少ニ相成、当時金式歩と錢式文目相渡候由、然は此度重可被仰付旨御座候間、古来之通可被仰付候哉、

一、右御神事之節、古来寺社奉行・御目付出席仕、諸組足輕張番被仰付候由、近年御止被仰付候二付、以来古来之通可被仰付候哉、
一、在方より差上候神楽之儀は是迄之通五月・八月両度差上可申と奉存候、

一、八月十五日は護穀神降臨之日ニ相当候二付、弘前町中御神燈明候様、先年被仰付候由御座候得共、八月は八幡宮御祭礼相当申候間、社司相尋候処、別ニ以来五月十四日之宵、弘前町中御神燈明候様可被仰付哉之旨申出候間、祭事賑ニ相行候様被仰付度奉存候、

点羽、四月十五日は御神事被仰付候二付、此月御神燈明候様可被仰付候哉之旨御尋被仰付候二付、社司又々相尋候処、日は十五日御座候得共、何月ニ而も宜御座候之旨申出候間、四月十四日之宵御神燈明候様被仰付候様奉存候、

右之通被仰付候得は弥下々も信心可仕と奉存候、尤も十五日ニは在方より神楽差上申候、(以下、略)

山村伊勢は、藩による豊穰祈願による五穀社神事の拡大について、まずは神事への寺社奉行等の参加と神楽料や最花錢の増加など、「古来之通」の扱いとすることを求めたのである。

これらの要求を審議した四奉行の「沙汰」では、「此度格段重御神事被仰付、五穀豊饒之儀ニ御座候間、郡奉行申出之通、渡方被仰付候様可申上候得共、一躰御定大社五拾目・小社四拾目御座候、右格ニも相成申間敷と奉存候間、大社之格を以、錢五拾目外、為御最花金百疋充、以来御定渡被仰付」という意見が取り上げられている。山村伊勢が神事執行を理由に求めたのは、弘前藩領内の「大社」と同等の神楽料と最花金であり、神事への寺社奉行以下の臨席要求とも合わせ、その目的は、当初「小社」として始まった護穀社の「大社」への上昇の実現であったと考えられる。四奉行沙汰はそれを「格」として認めたものと言えよう。

これは、住吉社と護穀社は社司山村伊勢が唯一神道で祀り、寺社奉行の直接支配下にあったが、弘前藩の神道組織は両部神道であり最勝院と社家頭によって編成されていたことを背景とする。このため宝暦以来、山村伊勢は両部神道組織からの離脱を求めて、宝暦九年(一七五九)には山村伊勢・和泉父子が吉田家へ越訴に及ぶなど両部神道に属する最勝院・社家頭との間で数次に亘り衝突を起こしている⁽¹⁴⁾。こうした経緯はあつたものの、なお両部神道による神道組織から脱することが出来なかつた山村伊勢にとって、天明五年の藩による護穀社神事の拡大は絶好の社格上昇の機会であつたといえよう。

ただし、これによる神道組織の混乱は見出せていない。それは、あくまでも藩、実際は在国中の信明の意志、すくなくとも了解の許に指示されたからである。「在国日記」では、天明五年一月二十一日条に「○郡奉行より護穀神江神楽差上度旨伺申付、則右縁起も山村伊勢より書出相添申出候二付、伺之通申付候事、」と、同社の縁起が社司山村伊勢から

差し出されており、同二十九日には同社の神馬について同様に申し出があったことが記される。天明五年の護穀社による祈願神事の拡大は、藩主信明の意向に基づくものであり、また「大社」としての格の上昇を図るものであっても、それ自体を契機として神道組織からの逸脱を直接の目的とするものではなかったからと言えよう。

二、持ち込まれる豊穰への祈念と葛藤

(1) 「吉祥天女経」読誦をめぐって

領内の五穀成就と除災のために、領外から新たな神意を迎えることのお初めとして、『御用格』¹⁵⁾寛政本の享保三年(一七一八)七月の「御緒太」^{おみおぶと}の領内巡回がある。ただし、「津軽編覽日記」¹⁶⁾では延享三年(一七四六)五月二十七日としている。宝暦九年(一七五九)に山村伊勢によって記された「稻荷宮・住吉社・護穀神・御緒太四社万留書」¹⁷⁾では、延享四年(一七四七)に京都吉田家から鎮札とともに「天子御緒太」¹⁸⁾がもたらされ、その際には①元禄期(一六八八〜一七〇四)以来の蔵元である茨木屋安五郎が入手して弘前藩主の閲覧を経て国許に渡ったこと、②さらに、吉田家の鎮札によって「豊作之吉例之御宝物」としての権威づけが図られている。

そうした新たな神意の導入は、安永期(一七七二〜八二)に加速する。安永元年、近衛家は「御分家」である津軽家が「先年地震以来、凶作・火事等」に見舞われていることを「御気ノ毒」に思い「御守札・御供物」を下賜した¹⁸⁾。それらは、住吉宮と領内各組に分配奉納されている。『新

撰陸奥国誌」¹⁹⁾から明治初年段階の旧弘前藩領各神社の「田扇」「鳴弦守」「祓」の記述を見ると、いずれも七代藩主信寧が主体となつて、「田扇」「鳴弦守」「祓」などを神意の象徴、除災と豊穰を約束するものとして領内へ導入していることが分かる²⁰⁾。つまり、儀礼を執行することによって領内の除災と豊穰が神意として約束されるが、藩主の役割はそうした神意を領内に招来することであり、それは藩主を神意を得るための媒介者として位置づけることでもあった。

しかし、新たな神意はそうした支配編成の論理とは別の所で予期しない調整を必要とした。「国日記」天明五年(一七八五)四月十七日条の「郡奉行申出」では、

一、郡奉行申出候、護穀神江年々在方より五月朔日・八月昨日両度神楽差上候得共、上之御神事四時共二十五日ニ被仰付候二付、在方より神楽も十五日差上候儀、先達而申上候所、五月十五日ハ所々恒例之神事御座候二付、社人不足ニ而差支之旨申出候、八月十五日右同様御座候間、在方之神楽は是迄之通、両度共朔日差上候様可仕旨奉存候、右之趣御聞届被仰付度旨申出之、監物江達之、伺之通申付旨申遣之、

護穀神への神楽奉納は五月と八月の十五日となり、神事と重なるためにこれまでの通り五月と八月の各一日とすることが求められている。その理由は、「社人不足」としているが、『奥民凶彙』¹⁸⁾に記される同時期の弘前の年中行事では、五月十五日には八幡宮の神楽、八月十五日には八幡宮祭礼があり神楽も奉納されている。藩政期にはもともと重要とされた八幡宮の祭事と神楽奉納に重なっており、それと競合するかのような

護穀社での神楽奉納を回避したと考えられる。

さらに、豊穰祈願を理由とする新たな勧請や神事規模の拡大は、宗派の教義に関われば深刻な摩擦を引き起こしかねなかった。それは、「国日記」天明五年七月十四日条の、上野津梁院が藩からの願いをいれて写経した「吉祥天女経」^②の領内への配付の一件からも確認できる。津梁院が弘前藩領の五穀豊穰の祈禱を行い守札を授けることは、「国日記」天明五年二月十三日条で津梁院が七日間の祈禱を行い、「御守札」として「木札式枚、紙御札八百三十枚・千手尊御影八千四百枚」を国許に下していることから知られる。木札二枚は「御前」、すなわち信明に上呈され、紙御札は領内一村に一枚ずつ、不足分は千手尊御影で補う。その千手尊御影は一村に十枚ほど配付し、しかるべき田畑に立て置くこととしている。なお、同日条では湯島の妙巖院からの五穀成就の御守札九百枚について、用水の水上に去年同様に立て置くこととしている。

祈禱と御守札の配布というかぎりでは、津梁院の江戸における津軽家の菩提寺としての卓越した地位からも、領内の他の社寺との間で祈禱や供養をめぐる摩擦を生じさせるものではない。しかし、藩は「国日記」天明五年七月十四日条において、「吉祥天女経」の領内寺院・僧侶への一卷ずつの配付と、なるべく、とはしながら毎日二から三回の声を出して経文を読む読誦を義務づけたのである。

- 一、御国元打続不作、其上去々年大凶作、此末作躰御太切至極二付、所々江五穀成就之御祈禱被仰付候得共、猶又此度津梁院江吉祥天女経出来方御頼被仰入所、千百式拾卷出来参候間、追而光俣又左衛門出立之節、御預可被差下候、右経之儀は御郡中寺院之僧侶

銘々江卷宛御渡被成、為五穀成就、一日両・三度宛可成たけ誦誦致候様、尤右寺院之内宗旨違、彼是二而不得心之僧侶も可有之哉、右之義は宗旨違等二不構儀、何れ御郡中一統厚信心致、誦誦致候様被仰付候、若又右僧侶不足二而経数二行足不申候ハ、寺院も不限、御家中・在町二而も信仰之者有之候ハ、卷宛被下置候様被仰付候間、右頂戴之もの共は前書之通、日々可成丈誦誦致候様被仰付候、尤右経之内縮表紙之分は其寺院和尚と歟、何れ重立候僧江相渡、其外俗家に而も重立候者共江御渡被成候様被仰付候之間、夫々取計相渡候様可被仰付候、

これを承けて、「国日記」天明五年八月七日条では寺社奉行に「覚」の形で、同八月二十三日条では目付触で同趣旨が示されている。寺社奉行への「覚」は七月十四日条とほぼ同文で、要点は次の通りである。

- ①弘前藩は五穀成就之祈禱の上、津梁院に依頼して「吉祥天女経」一一二〇巻を写経して国許に下した。
- ②領内の寺院・僧侶に一卷ずつ下げ渡すので、五穀成就のため出来るだけ一日に二・三度、誦誦すること。
- ③宗旨違いなどを理由に誦誦しない僧侶を「不得心」として、領内すべてでの信心を命じる。
- ④僧侶が不足する場合は、家中・在町を問わず、信仰の厚い者に一卷を与え誦誦させること。

八月二十三日条の目付触では、これとは若干の相違が見られる。それは、主に②と③に関わっている（傍線および（a）・（b）は筆者）。

- 一、御目付触、左之通、

覚

御国元打続不作、其上去々年大凶作、此末作躰御太切至極二付、所々江五穀成就御祈祷被仰付候得共、尚また江戸表津梁院二おゐて吉祥天女経出来方御頼被仰入、(a) 此度被差下御郡中寺院之僧侶并俗家二而も宗旨違等二不構信仰之者江被下置候、依之寺院之僧侶江相渡候、残経御家中并町在二而も信仰之者江被下置、併(b) 不心得二而は却而麓末二相成、勿論経数も引足不申候之間、厚信仰之者江計被下置候、尤右経最勝院・薬王院江相渡置候間、寺社奉行承合、右両寺より致頂戴候様、町在之分は、右望之者名前相調、寺社奉行迄書出、重立候者差遣頂戴致候様、此旨向寄可被申触候、以上、

八月

御目付中

(a) では、僧侶・俗家とも「宗旨違等」にはかかわらずとしながらも、经文が下し置かれるのは「信仰之者」に対してである。この点、②で領内すべての寺院・僧侶を対象として、読誦することを命じているのとは異なる。また、目付触で经文下賜の対象が、「信仰之者」に限られているのは、(b) 经文数の不足のうえ、「信仰之者」以外に下賜しても、「却而麓末」に取り扱うことからである。「覚」の③では宗旨の違いなどは認めず、日々の読誦を命じている。宗旨の違いを楯として読誦を行わない「不心得」を許容しない姿勢であるが、(b) では読誦に不熱心な「不心得」の存在を前提としているのである。比喩的に言えば、寺社奉行に宛てた「覚」では、「吉祥天女経」の毎日の読誦が強制されるのに対し

て、目付触では奨励されているのに留まっていたといえよう。

(2) 持ち込まれる儀礼と生まれる軋轢

寺社奉行への「覚」は、日々の「吉祥天女経」の読誦を仏教各宗派の教義に関わらず義務づけるものであり、目付触ではそれは奨励となったが、熱心に行わない者は「不心得」とされている。藩の意図では、同経の毎日の読誦は、五穀成就を約束するものであり、宗派それぞれの教義を越えてもつとも優先されるべきものであった。しかし、各宗派にとつては、そのもつとも重要視されるべき經典や教義より優位にあるものでは必ずしもない。藩が、各宗派の教義・經典によりも五穀成就を招来する「吉祥天女経」を優先させることを、少なくとも寺社奉行への「覚」が出された時点では当然とした背景には、宝暦以来の寺社の存在意義をめぐる認識があったからであろう。「国日記」宝暦四年(一七五四)五月二十八日条の寺社奉行・郡奉行・勘定奉行・九浦町奉行・作事奉行に渡された「覚」では、次のように述べている。²²⁾

一、今日相渡候書付、左之通、

覚

凡而御政事之儀は、天下一統、無差別国民撫育之外大事有之間敷、撫育之儀、又五穀成就之外他事有之間敷候、然は耕作之為天変地天之除災は人力之及所二無之といへとも、又能人和之感する所、依之公辺御武運長久は勿論、春秋旱雨之過、不温・冷湿・虫之損害無之事を上御常住、方寸之間も御祈念良久、此為二五山及諸社被成安置、貴僧を請し、高僧を被置、御分限之高祿御寄附有之、

御崇敬不輕候、依之朝夕檀上之祈念食事を忘、国之為、君之為寸暇之間、其祈念を待而可相勤、怠無之義理に候処、分而臨時之御祈禱被仰付候儀は必竟賤家愚昧之土民心を宥、安心之御示別二御祈禱を被仰出候、(以下、略)、

「御政治」の本質は「国民撫育」にあり、それは五穀成就をもたらすこと以外にはない。しかし、「天変地天」の除災は及ぶところではなく、このため領内では五山や諸社において僧侶や神官に除災を祈念させるのだという。極言すれば、政治は撫育^ニ五穀成就を実現するものであり、寺社の果たすべき役は除災祈念であることになる。宝暦四年は、乳井貢に主導された宝暦改革の最中であり藩への権力集中が甚だしかった。

同様に、天明飢饉以来の藩政の危機を乗り越えようとする藩主信明による強固な政治指導体制がとられるなか、天明五年(一七八五)八月七日条の寺社奉行への「覚」にも同一の権力的基調を読み取ることが可能であろう。寺社奉行への「覚」では、この「吉祥天女経」の読誦を怠る僧侶を「不得心之僧侶」としている。「不得心」は、納得できないこと、のほか、道理をわきまえないこと、の意味であり、宗派の違いによる忌避ではなく、藩から与えられた五穀成就祈念という寺社が果たすべき役割を果たそうとしない者として位置づけられているのである。これに対して、目付触では宗派の違いを認めた上で、それでも「信仰」する者を対象としているのであって、「不心得」、つまり不熱心の者に経文を与えてもかえって蔑ろにするだけであるとしている。

寺社側はこれをどう受けとめていたのであろうか。この「吉祥天女経」の読誦を強制する藩の方針に明確な拒否反応を示したのは、法華経

こそが釈迦の本懐であって最勝の教義とし、その読経に重きを置く日蓮宗寺院である。当然、毎日の「吉祥天女経」の読誦は、法華経に優位させることにも成り兼ねなかつたからである。また、報恩謝徳の念仏と仏の教えを聴聞する間法を重視し加持祈禱を行わない浄土真宗の寺院にとっても同様であった。このため、「国日記」天明五年十月二十四日条では、日蓮宗本行寺(本圀寺末、妙法山妙覚院)と浄土真宗真教寺(大谷派、法輪山)から疑義と嘆願が提出されている(傍線は筆者)。

一、本行寺申立候、此度五穀成就為御祈禱、吉祥天女経被遊御下、御領分中諸寺院江御渡被遊、日々読経仕候様被仰付候、乍去当宗之儀は法花経ハ鎮護国家之大法故、只此経一部現世之御祈禱并後生等教化仕、日本国中流布仕来候宗旨ニ御座候、依而ハ吉祥天女経ニ不限、総而法花経より外之諸相用不申候、尤以法花経、朝夕、五穀成就御祈禱之儀、尚此上別而抽丹精祈念仕候処、拙寺并支配江も可申付候、依而吉祥天女経之儀ハ被下置候之様奉願候、

一、真教寺よりも右同様願申出之、何れも御家老中江相達之、両寺院願之通被仰付旨申遣之、

本行寺は、日蓮宗は「法花経」を鎮護国家の大法として、これのみによつて「現世之御祈禱并後生等強化」を図り、「日本国中」に行われている教義であるとして、「法花経」以外の経は「吉祥天女経」だけでなく用いることはない。したがって、「法花経」によつて五穀成就を祈願するとしている。ただ、この末尾の傍線部については、「吉祥天女経」を読誦しないとしている主張と異なっている。

この部分を、『御用格』(寛政本・下巻)拾壹 寺社 申立之部での本

行寺の申立でみると左の様に記される（傍線は筆者）。

一、本行寺申立候、此度吉祥天女経被遊御下御領分中諸寺院江御渡、日々読経仕候様被仰付候、乍去当宗之儀ハ法花経より外之諸経ハ相用不申候ニ付吉祥天女経之儀御免被仰付度旨、真教寺よりも同様申出之、

両寺願之通被仰付旨申遣之、

天明五年十月廿四日

この傍線部で示した部分では、「吉祥天女経」の下賜は受けないことを表明している。それは真教寺も同じである。文面上は、「吉祥天女経之儀御免被仰付度」と願いの形ではあるが、両宗派の教義の根幹に関わる問題としている。このことは、本行寺による「拙寺并支配」と領内の日蓮宗寺院全体のあり方としての藩への上訴では済まず、このまま「吉祥天女経」読誦を強制すれば二つの宗派の本山を巻き込んだの混乱にも発展しかねない問題となってくることを意味する²⁴⁾。このため、両寺の願いは藩によって許容されたが、それは藩にとっては五穀成就という祈祷であつても、不用意に宗派の教義を逸脱するような形では強制し得ないことを示している。また、さきに見たように、護穀社の祭祀の拡充も社司山村伊勢によって同社の大社への上昇に結びつけられていったように、既存の神道組織との摩擦を生じかねない可能性を常にもっていた。

そのような制約はあるものの、寺社の役割は藩主の意志を受けて儀礼を執行する存在でしかない。まさに、宝暦改革時に示された寺社の「役」に対する位置づけは、改革が否定される段階にあつても踏襲されていた。しかしながら新たにもたらされた権威化された神意と祈念の儀

礼が行われても、社寺による祈祷体制は維持され続ける。それは、こそが寺社が藩に対して果たすべき「役」の本質であり、その「役」の否定は藩による寺社の編成論理の破綻そのものであつたからである。

三、豊穰と除災の発源者

(1) 「在国日記」のなかの「天気不勝」

こうした天明五年（一七八五）の豊穰祈願と不作回避の祈念のあり方に比して、同様に不作となつた天明八年（一七八八）の場合はどうであつたのであろうか。『平山日記』天明八年条によると、同年は春から陽気には恵まれなかつたが、四月には天候が持ち直した。苗の植え付けも順調で、五月九日から田植えも始まつた。しかし、それから不順と成り、土用中（六月十五日）には綿入を着るありさまで、人々は凶作を心配していた。早稲は七月六・七日から出穂し、七月十四日からは暑くなつた。結局、この年を通じては作相は思わしくなかつた。また、自家の蔵の普請をしようとしても人手がなく、仮子（農村奉公人）を何人でも良いから雇傭しようとしても、ようやく男女あわせ六・七人しか雇えなかつた。気候と併せ労働力不足のため、悪作となり耄耋について米五合六・七勺しか取れなかつた。とくに米価は安く豊作であつた去年よりは随分と難儀である。仮子は天明飢饉以前の半分位しか働かず、食事も贅沢で気ままさは言語に絶するといふ。仮子を雇傭する手作地主の経営は危機に瀕していたのである²⁵⁾。

表2によれば、この年も「天気不勝」を理由とした祈祷は行われてい

表2 天明8年の豊穰祈願と不作回避

月日	理由	内容	対応・儀礼	補足	典拠及び関連事項
3月29日		芝居役者山下幸蔵丹後者、改名、入り込みにつき	大夫兵三郎戸メ、町目付・町同心警固急度慎		「封内事実秘苑」・「津軽編覧日記」同年3月条・「国日記」同年3月30日条・「封内事実秘苑」同年4月29日条
6月4日	天気不勝	日和待祈禱、両奉行より伺	梅雨中につき見合わせ	様子次第	「在国日記」
6月4日	天気不勝	丹後者入り込み可能性	送り返し	諸勤進まで詮議	「国日記」同日条
		青田之内、笛吹停止	家中・召使い、在々浦々		
6月6日	天気不勝	丹後者入り込み可能性	送り返し	怪しき者、出家入り人詮議	「在国日記」
6月8日	不勝	日和揚祈禱	此の間、両奉行より伺	差し留め解除	「在国日記」
6月14日	天気不勝	丹後者入り込み可能性	送り返し	諸勤進まで詮議	
6月18日		日和揚・五穀成就祈禱、五山	守札差し出し		
6月21日	天気不勝	廻米出帆の可否		作躰知れるまで見合わせ	「在国日記」
6月22日	天気不勝	日和揚・五穀成就、四社			「雑穀日記」「国日記」
6月25日		日和揚・五穀成就	神明宮御札		
7月1日	天気不勝	岩木嵩湯治人停止に関わらず参り居る	小屋主のうち三十郎戸メ、他は慎		
8月1日	天気相も不正	岩木嵩湯治、暫く見合わせ	目付覚、百沢寺にも申し遣わす	例年8月から勝手次第湯治許可	
8月8日		日和揚・五穀成就	祈禱、様子を見て見合わせ		「在国日記」
8月13日	天気不勝		祈禱申付		「在国日記」
8月21日		日和揚・五穀成就、守札差上	下居宮・百沢寺		
11月24日		五穀豊作祈禱・大麻差上	三日市大夫次郎	去年之通、城下・在々浦々に渡	

典拠のうち、史料名がないのは「国日記」当日条による。

る。凶作の深刻さの違いなどから天明八年には記録が少ないため、簡単には結論づけられないが、天明八年には、祈禱は五山(真言宗、最勝院・百沢寺・国上寺・橋雲寺・久度寺)、百沢寺、下居宮、四社、神明宮などで、天明五年に比較すると限定された社寺となっている。また、その祈禱を申し付ける際にもかなり慎重に配慮されている。「在国日記」天明八年六月四日条では、

○両奉行より此節天気不勝二付、日和待祈禱之義、伺申出候得共、未梅雨中二候得ハ不勝可有之候間、今暫見合、様子次第可致旨申付之、

信明は、いまだ梅雨の最中であることから、「天気不勝」に対する祈禱について様子見とすることを申し付けている。ところが、二日後の「在国日記」天明八年六月六日条では、

○此頃、兎角天気不勝に付、若丹後者二ても入候哉、詮義致候所、何か怪敷者も有之趣二付、送返候様申付候由、且出家数人入候由、是又詮義申付置候よし、

信明は「天気不勝」であることを認めながら、四日に伺いが出されていた日和待祈禱ではなく、丹後者の詮索を先に進めている。これは、丹後者の領内への存在が直接の「天気不勝」の原因でありその除去が優先されるのに対して、祈禱はあくまでも「天気不勝」の解消への祈願であった原因を除去した後に再度、神意を頼むものであるからであろう。信明は、「在国日記」天明八年六月八日条で、ようやく日和揚祈禱を申し付けている。

表1と表2を比較すると、飢饉の脅威がおさまらず凶作が危惧された

天明五年には、丹後者の詮索・排除だけでなく、商業・芸能に関わる商人・役者・力士・六十六部など必要とは見なされない他領からの入り込み人、さらに岩木山嵩・湯段温泉への入湯禁止、大滝股への立入禁止、村市村での杉の伐採差し留めなど、岩木山以外の自然への踏み入れをも含む多様な存在や行為も禁忌としている。

〔国日記〕天明五年三月二十一日条では、「天気不勝」のため丹後者送り返しと「諸勸進等迄」の吟味が目付触として出され、九浦町奉行・郡奉行への廻状では芝居役者のうちに丹後者がいないか調べるようにとくに申し付けられている。これに加えて、「両奉行申出」として、次の一条が加えられている。

一、両奉行申出候、打続天気不勝二付、若丹後者入可罷有哉、町在并九浦共御僉議被仰付度奉存候、在方之儀、郡奉行より可申付と奉存候、猶又種蒔最中之節、ケ様之不勝二而は御太切ニ御座候間、百沢寺・神宮寺両所江日和揚御祈禱被仰付度、此段奉伺旨申出之、主水江達之、伺之通申付旨申遣之、

「種蒔最中」という農耕の過程に見合わせて、「天気不勝」の原因である丹後者の詮議―追い払いだけでなく、農事に「御太切」な時期でもあることから日和揚が百沢寺と神宮寺において行われるのである。

天明八年では、丹後者と他領者、とくに役者・六十六部の詮議と追い払い、岩木山嵩・湯段温泉への入湯禁止などとなっている。他領者全体の詮索・追い払いが、岩木山に対する丹後者の禁忌に始まるものならば、嵩・湯段への入湯もまた岩木山への穢れとして捉えられる。その意味で、論理の順からすれば、「天気不勝」を招くものとして領内への丹後者の

入り込みと岩木山の神域への穢れがまず先行して忌避の対象となり、やがて前者は他領者とともに芸能者や流浪の下級宗教者におよび、後者は山や樹木の神性一般に対する侵害へと展開していくものである。とは言え、現実には凶作は数年にも及ぶことから前年からの忌避の継続によって、また農耕過程の進捗状況に合わせて、こうした忌避は重なり合うとともに、「天気不勝」回避のための祈禱も実際には同時進行的に繰り返されることになる。

(2) 祈念の発源者としての藩主

天明五年（一七八五）の「護穀大妙神」の神事の強化や領内寺院・僧侶等への「吉祥天女経」の読誦の強制は、新たな神意を領内に取り込み、これまでの祈禱による神意の獲得に加えて、「天気不勝」の克服と五穀成就との保障を図るものであった。こうした祈念の体制の多様化の背景には、とくに十八世紀前期以降、凶作―飢饉が恒常化することでそれまでの除災・豊穣の祈念の儀礼行為のみでは呪術としての成果を期待し得なくなることがある。しかしながら一方より権威化された祈念の儀礼が行われても、社寺による祈禱体制は維持され続ける。先にみた様に、それこそが社が藩に対して果たすべき「役」の本質であるからである。

同時に、もつとも重要なことは、こうした新たな祈念の儀礼を持ち込み、除災と豊穣を約束する存在、祈禱などによって「天気不勝」の回避や五穀成就を発源するものは社ではなく、藩主であることである。社は、その「役」を務めるに過ぎず、神意を迎える意志は藩主によって

表明される。したがって、新たな祈祷や儀礼が領内に持ち込まれたとしても、そのこと自体は宗教組織との間に摩擦を生じせしめるものではない。しかし、それが宗派の教義に抵触するものであれば、領内寺院・僧侶への「吉祥天女経」読誦の強制に際して、日蓮宗・浄土真宗の寺院・僧侶等が反発したような緊張を生むことになる。逆に言えば、各宗派の教義に踏み込まない限りにおいて、藩主は新たな祈念の儀礼を持ち込み、除災と豊穰を約束する存在であったことになる。したがって、教義に触れることがなければ、藩主は各寺院の宗教行事・儀礼に、除災と豊穰の実現を目的として、強権的に介入し規制することが可能となる。

弘前藩第八代藩主津軽信明は、その在国中の日記「在国日記」寛政三年（一七九一）三月四日条で、坂元村に所在する久渡寺（弘前市坂元）の本尊の開帳時期の詮議を命じたことを記している（傍線は筆者）。

○久渡寺本尊開帳之義、兎角天氣も荒候趣申伝も有之、先年は十月頃有之候由、此度ハ三月申付候旨ニ候得共、尚詮議致候様申付之、

久渡寺は真言宗智山派、院号は観音院。津軽三十三観音霊場第一番札所であり、本尊は聖観音菩薩であるが、秘仏で三十三年に一度開帳することとなっており、寛政三年がその時に当たっていた。信明は十月が前例であったにもかかわらず、三月に開帳することの可否を問うたのである。それは、「兎角天氣も荒候趣申伝も有之」とあることから、開帳の際には天候が悪化するという伝承があり、それを信明が聞き留めたからである。さらに、四日後には、詮議を申し付けられた「四奉行」が開帳を十月へと延期としたことが家老津軽多膳から報告されている。

「在国日記」寛政三年三月八日条では、四日条での延期の理由について補足して次のように記している（傍線は筆者）。

一、多膳より書役ヲ以、此間詮議申付候久渡寺開帳之義、尚四奉行沙汰申付候所、当正月願之通申付候得共、此頃天氣不勝にて農業之後レにも可相成候間、開帳之義已前之通十月申付、法式計修行致候様沙汰申出之通申付之、

信明が開帳を延期させた直接的な理由は、「此頃天氣不勝」であったが、それはそのまま「天氣不勝」が続けば、やがて「農業之後レ」、すなわち農耕遅滞となり、結局不作に追い込まれることを恐れていたものであった。この信明の危惧を受けて実際に久渡寺に開帳の延期を命じた「国日記」寛政三年三月八日条の「四奉行申出」では、この間の経緯に触れている（傍線は筆者）。

一、四奉行申出、左之通、
久渡寺正観音、先年開帳より、当亥年迄三拾三年ニ相成候二付、
往古之通開帳被仰付度旨、当正月、同寺願之通被仰付候処、先年も四月上旬より開帳之儀申出候得共、差障之儀御座候二付、法式計執行致候様被仰付、開帳之儀は十月ニ至被仰付候間、此度も一端被仰付候儀御座候得共、頃日ニ至り天氣不勝ニ御座候間、農事後之願ニ相成候間、開帳之儀は御差留被仰付、法式計執行致候様、開帳之儀は先年之通十月開帳被仰付候様申出之、申出之通申付旨申達之、

久渡寺の正観音の三十三年目の開帳について、前回（三十三年前）は四月上旬に開帳を申し出たが「差障」が生じたので十月となった。「差

障」は、「在国日記」寛政三年三月四日条で信明が危惧した「兎角天気も荒候趣申伝も有之」ということであろう。そのため、当初は申し出通り三月の開帳を認めたものの、再審理となり前回と同じく十月開帳となったのである。この点について、「在国日記」寛政三年三月十四日条を検討したい。

○久渡寺より自分物入り以五穀成就之義願相済居候二付、開帳ハ差延候而も当十五日より三七日之内修行致候旨申出并開帳差延候二付、法式之義も十月開帳之節修行之義度申出、聞届、

この条をさらに勘案すると、この久度寺の開帳をめぐる一件から、a 久渡寺からの三月の開帳願いは一月にありその際には許可されていた。しかし、b 三月に信明が「兎角天気も荒候趣申伝も有之」という伝承を理由に再僉議を申し付けた。それは、c 「天気不勝」が問題であり、「農業之後レ」≡農耕過程の遅れとなり不作に結果するという懸念からであった。そして、d 「国日記」寛政三年三月八日条では十月開帳の申し付けが命じられているが、e 信明が十月開帳を了解したのは三月十四日になってからであることが分かる。

まとめにかえて

これらから理解されるのは、「天気不勝」の最終的な認定とそのことによる不作忌避の意志の発源は藩主信明自身によって行われていることである。そして、その執行は意を受けた家老・四奉行が行い、その結果を報告する。それは事後報告でよく、藩主はそれを了解するにとどまる。

このことは、「天気不勝」に対してその原因を除去することを発源するのは藩主の権能に属すものであり、信明の場合、天明飢饉直後というところもあり顕著に現れている。また、在府中にあっても、そうした「天気不勝」で不作が危惧される場合には自ら発源するものであったことは、入部以前の「国日記」天明四年（一七八四）四月二十八日条でみた上野津梁院からの「地藏尊御影」・「堅牢地神御影」の配布、餓死者供養のための「加持土砂」の手配からも明らかであろう。しかし、それは信明に特徴的なものであったのであろうか。

天候のみならず、何らかの異常があった場合、それを正常な状態に戻すために領内各寺社に祈祷を命ずることは藩政期を通じて一般に見られることであり、「天気不勝」に際しての日和揚げもその一つでしかない。丹後者の詮索と追い払いは、史料上の初見は「国日記」元文五年（一七四〇）七月一日条の尾太鉦山支配人・御用達商人宮崎忠兵衛による「丹後者」の入り込みの風聞とされている。そして、十八世紀以降、丹後日和による人と船の改めが領民と湊だけではなく、隆盛期の銅鉛鉦山の支配統制、領民掌握に大きな効力を発揮したと評価されている。²⁶しかし、天明五年（一七八五）には、「天気不勝」の祈祷だけでなく、護穀神の勧請や各宗派の教義と摩擦を生ずるような豊穰を約束する経典さえも持ち込んでまで豊穰を得ようとし、丹後者だけでなく芸能者や流浪の宗教者、さらには他領者全体をも「天気不勝」の原因として詮索し追い払うまでになっている。確かにそれは、天明飢饉直後という特別な事情が背景にあることは否定できないが、そうした展開へと導いたものとして、十八世紀中期を画期とする一連の過程を捉える必要がある。

その最初のものは、前述の京都から蔵元茨木屋安五郎によって藩主信寧に献上された延享三年（一七四六）の「御緒太」の領内順行である。さらに、同四年（四七）にも京都吉田家から「天子御緒太」が「豊作之吉例之御宝物」としてもたらされる。それは、寛延三年（一七五〇）の護穀神の勧請へと続く。こうした新たな豊穰祈念の導入の背景には、元文期（一七三六〜四一）には「ききんと申二も無御座」き状況なのに、不作が続き困窮し飢民となる者が続出し、やがて寛延二年（一七四九）には飢饉となつて多くの餓死者を出すにいたつたことがある。²⁷凶作―飢饉が恒常化することで、それまでの除災・豊穰の祈念の儀礼行為のみでは呪術としての成果を期待し得なくなり、新たな豊穰への祈念が必要とされていたのである。

不作忌避―豊穰祈念の発源者としての藩主の位置づけは、このように信明のみに限つたものではなく、すでに七代信寧にその萌芽を見ることができ²⁸る。信明は天明飢饉後のなお不安定な自然状況を乗り越え、飢饉への払拭を図る為に、そうした発源者としての性格を強くもつことになつたのだといえよう。そして、そのことはとくに不作忌避への発源が、実際に丹後者が存在するか否かではなく、「天気不勝」による漠然とした領民の不安感を察知したときに行われるようになることを意味している。天明七年（一七八七）は、必ずしも天候に恵まれなかつた。このため、早くも二月には天候不順の要因として丹後者の領内への入り込みが問題となつた。また、天明八年（一七八八）にも丹後者の追求が図られている（前述）。この点を、「在国日記」から見てみよう（傍線は筆者）。

i. 「在国日記」天明七年二月二十二日条

一、此間打続不勝天氣相二付、若丹後者二も參候哉、色々風聞有之候二付、有無急度詮義致候様申遣之、請書差出之、

ii. 「在国日記」天明八年六月六日条

○此頃、兎角天氣不勝に付、若丹後者二ても入候哉、詮義致候所、何か怪敷者も有之趣二付、送返候様申付候由、且出家数人入候由、是又詮義申付置候よし、

いずれも、「丹後者」の排除の発源者は信明であることが分かる。丹後者の領内入り込みの根拠は、i. では「風聞」であり、後者では実際に「天気不勝」であることから、丹後者が領内に入り込んでいるに違いないという憶測である。ここでは、丹後者の領内入り込みが凶作への不安へと直結すること、換言すれば、世上の人の気受け⇨「人気」に敏感に反応している。ii. 「天気不勝」が深刻化すれば、やがて対象は「怪敷者」、他国者にまで拡大する。そして、「天気不勝」への対応は在国中の藩主の領民の「人気」を配慮した主体的な行為として行われるものとなつている。そこには「天気不勝」⇨不作への畏れを除去し、豊穰をもたらすあるべき自然を回復させる神意を迎える発源者としての藩主という意識をみることできよう。²⁹

註

(1) 『菅江真澄全集』第1巻（未來社、一九七一年）所収、二八〇ページ。

(2) 浪川「不作忌避の禁忌と豊穰祈念―長期の19世紀」における社会意識の系譜―（『米沢史学』第31号、山形県立米沢女子短期大学日本史学科・

米沢史学会、二〇一五年）、八〜一一ページ。

(3) 浪川「難儀」と「御救」―弘前藩領にみる一八世紀前半の地域変容―
(浪川健治、デビッド・ハウエル、河西英通編『周辺史から全体史へ―
地域と文化―』、清文堂出版、二〇〇九年)。

(4) 長谷川成一『北の世界遺産 白神山地の歴史学的研究―森林・鉱山・
人間―』(清文堂出版、二〇一四年)、第二章「天気不正」風説と白神山地。

(5) 『青森県史 通史編2 近世』(青森県、二〇一八年)、第八章第二節
一「弘前藩の藩政改革―津軽信明と寛政改革意見書―」。

(6) 「天気不勝」の原因とされる丹後者の追い払いについては、天明期と
天保期との比較を(2)の拙稿において行っている。同書一―一五―
頁。

(7) 弘前藩庁日記のうち「国日記」。藩庁が置かれた弘前城において「日
記方」が、藩政機構の各部署が遺した記録から日付ごとに抜き書きして
整理した寛文元年から元治元年までの事柄を記録した三三〇一冊。現在、
弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書 請求番号TK215―1。引用は、必要な
条項のみに限り年月日条で典拠を示した。

(8) 天明四年には大行院・最勝院での時疫退散の祈祷と守札配付が行われ
ている。とくに「津軽編覧日記」(註(16))天明四年六月条では、江戸
から「蒲野文右衛門」という名前を書いて戸口に張ると時疫が入らない
という話が伝わったとしている。これについて、「国日記」天明四年八
月十二日条では、細川家では家臣が「疫病除之札」を差し上げ、甚だ「利
益」があったというので、これを貰い受け三万千百八十枚を国許に下す
としている。家中だけでなく、「町役・村役并重立候ものとも江は壹枚
宛被下置、其余は一村・壹町二壹・式枚宛成共、何れ壹円二行届候様被
仰付候二付」と全領に配付された。「津軽編覧日記」天明四年八月条では、
この守札は「蒲野文右衛門と申、小き板行之札」で、蒲野文右衛門は細
川家中で馬廻位の役を勤め、強勇であったが時疫を煩い、怒って時疫の

神を斬ろうとしたところ、時疫の神が間違って思わせたことを謝り、今
後、蒲野家には時疫を及ぼさないことを約束した。このため、時疫の家
に文右衛門の名の札を張るとたちまち平癒するという謂われを記してい
る。そして、「松平越中守」がこれを聞いて「公儀小納戸」から「諸国」
に遣わしたとも、細川家の女中が関わりとも記している。ただし、「松
平越中守」は、細川家が越中守を官途としていることからの混同と思わ
れる。同時点での熊本藩主細川治年と世子時代の信明は「江戸在住日記」
(弘前市立弘前図書館蔵)から、打毬を通じての交友関係にあったこと
が分かる。後述の護穀大妙神の勧請についても六代藩主信著が、正室の
実家である義父久留米藩主有馬頼僮(よりのみ)が寛延二年に幡随院の勧めで勧請し
て靈験があったために、さらに弘前へと勧請したとされる(「津軽編覧
日記」宝暦元年閏六月二十七日条)。新たな神意の導入にあつての、大
名間の交友・婚姻関係の占める意味は大きい。

(9) みちのく双書第二十二集『平山日記』(青森県文化財保護協会、一九
六七年)。

(10) 「他散之者」は凶作による飢餓難民だけではなく、松前持なども含ま
れる。

(11) 時間的には遡るが、「国日記」享保十四年九月二日条・同十五年十一
月二十四日条の「大夫兵三郎申立」では、一座は四〇人余りで「旅役者」
は三分の一(一三人)を占める。新たな興行のために不可欠の人員であ
り、恒常的に領内に入り込めるルートとなっていた。

(12) 人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵津軽家文書。天明四年から寛
政三年の在国中の藩主信明の全十六巻からなる日記である(文書番号22
B・史料番号三四一)。なお、「在国日記」は、現在では同館によってデ
ジタル公開されている。

(13) 浪川「豊穰をめぐる祈念と営為―経験知と創出される儀礼―」(浪川

健治・小島康敬編『近世日本の言説と「知」』、清文堂出版、二〇一三年）、
一一一～一一七ページ。

(14) 篠村正雄「津軽藩における神職の官職受領について」(長谷川成一編『北
奥地域史の研究』、名著出版、一九八八年)。

(15) 『御用格』(寛政本) 上巻(長谷川成一編、弘前市、一九九一年)。同
書第九寺社、御建立之部。一一五三ページ。

(16) 弘前市立弘前図書館蔵。
(17) 『青森県史 資料編 近世3 津軽2 後期津軽領』(青森県、二〇〇
六年) 所収。

(18) 比良野貞彦著、寛政期成立。『日本農書全集1』(農文協、一九七七年)
所収。

(19) みちのく双書第十六集『新撰陸奥国誌』第二巻(青森県文化財保護協会、
一九六五年)。

(20) 前掲注(13)、一二四～一二六ページ、とくに表2参照。

(21) 実際にどの程度、町方・村方まで浸透したのかは、村方の記録である『平
山日記』などにも記述がなく不明。

(22) この「覚」は、寺社に祈祷料・供物の「先格之争ひ」を致し、受け取
らないうちには祈祷を行わないなど「見苦敷」き行いを咎め、また堂社
の修復は当面は出来兼ねることを周知させるものである。前掲(15)、
第9寺社、被仰出之部。一〇二五～一〇二六ページ。

(23) 同時期、弘前藩では浄土宗莊嚴寺(深浦町)と本山の貞昌寺(弘前市)
の間で騒動が起こった。信明は、「在国日記」天明四年十月二十三日条
に貞昌寺から「本寺へ及敵対、条目背二付、脱衣・追院申付候旨、申出」
があったことを記す。同四年十一月九日条では「備中守殿江貞昌寺末寺
一件之義、及相談申出書付共内々入一覽遣候事」と、姉比佐の嫁ぎ先で
幕府奏者番・寺社奉行を兼ねていた備後福山藩主阿部正倫(まこと)に事態を詳し

く報告している。「在国日記」天明五年三月五日条では、「○昨晚、多膳
宅江莊嚴寺来、例之通貞昌寺を悪ク云成し色々申出候由、同甚五左衛門
宅江誓願寺来、色々訴出候由二付、発駕前いつれにも少しも片付候様二、
疾々遂詮義候様申付候事、扱々不届至極、言語道断なり」と莊嚴院がい
まだ家老津軽多膳宅に押しかけ貞昌寺を誘り、また同じ浄土宗の誓願寺
もこれに関わって用人松浦甚五左衛門宅に押しかけていた。参府を控え
ていた信明にとっては、「言語同断」の所行であり、寺社奉行であった
阿部正倫に相談していることから幕府をも巻き込んだ騒動となること恐
れていたと思われる。「吉祥天女経」の読誦の強制は、こうした宗派の
乱れを背景に寺院への介入と統制を図る一環とも考えられる。

(24) 各寺院・僧侶に「吉祥天女経」の読誦が命ぜられたのが、「国日記」
では天明五年七月十一日であるのに、本行寺と真教寺が疑義を提出し日
蓮宗と浄土真宗の寺院と僧侶が除外されたのは十月二十四日と、四か月
ほどを要している。この間、本行寺は本山の京都本圀寺、真教寺は同東
本願寺に指示を仰いでいた可能性がある。

(25) 浪川『近世北奥社会と民衆』(吉川弘文館、二〇〇五年)、第二章五「北
への移動の論理」、九二～一〇一ページ。とくに、図2参照。

(26) 長谷川成一「近世津軽領の『天気不正』風説に関する試論」(『弘前大
学大学院地域社会研究科年報』第5号、二〇〇八年。のち『北の世界遺
産白神山地の歴史学的研究』、清文堂、二〇一四年)に所収。

(27) 浪川「一八世紀におけるリスクとしての飢饉―社会的リスクとしての
寛延飢饉―」(河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像
―長期の一九世紀―を生きた地域―』、岩田書院、二〇一三年)。

(28) 信寧治世において、寺院の開帳が「天気不勝」を理由に年貢の「秋納後」
とされた事例としては、「国日記」宝暦十二年五月十四日条の「清水観音」
の開帳をめぐる一件がある。同年はすでに「天気不勝」で虫害の被害が

出ており、同観音の開帳が「天気不直」を引き起こすとの「諸人申憤」らわしをあげ、開帳がその原因ではないだろうがとしながらも、一旦開帳を取り止め、「秋納後」に再開することとしている。

(29) こうした展開については、浪川「幕末における芸能諸集団と「差異」化の論理―弘前藩領における娯楽享受と他者認識―」（『人民の歴史学』第185号、二〇一〇年）、四〇七ページ。

（なみかわ・けんじ 筑波大学名誉教授）